

東広島市告示第97号

東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札実施要綱の一部を改正する告示

東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札実施要綱（平成26年東広島市告示第146号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第2号中「130万円」を「200万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「100万円」に改め、同項第4号中「40万円」を「80万円」に改め、同項第5号中「130万円」を「200万円」に改め、同項第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後にする入札の公告に係る物品調達等及び委託役務の入札について適用し、同日前にした入札の公告に係る物品調達等及び委託役務の入札については、なお従前の例による。